

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正後	現行
<p>（外国会社の代理人）</p> <p>第七条 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十四条の二 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法</p>	<p>（外国会社の代理人）</p> <p>第七条 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十四条の二 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法</p>

三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又はその代理人）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2 前項第二号及び第三号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

（新設）

2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正後	現行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) ～ (60) (略) (61) 連結貸借対照表</p> <p>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表。以下この(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなつた場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この(61)及び(66)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間</p> <p>b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間</p> <p>c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>(62) 連結損益計算書 最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。 ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書（当該四半期連結貸借対照表が(61)のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書）を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。</p> <p>(63) ～ (65) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) ～ (60) (略) (61) 連結貸借対照表</p> <p>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る<u>直近の</u>四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は中間連結貸借対照表）を併せて掲げること。</p> <p>a 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過した日 当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間</p> <p>b 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間</p> <p>c 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>(62) 連結損益計算書 最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。 ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。</p> <p>(63) ～ (65) (略)</p>

<p>(66) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(c)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(c)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(e) 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月を経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>c 提出会社が特定事業会社であつて、(62)ただし書の規定により(61)のcに定める期間に係る四半期連結損益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により記載すること。</p> <p>d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(68) 貸借対照表</p> <p>最近2事業年度未現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。))において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びbに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。))には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(68)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができなくなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a 最近事業年度の次の事業年度(以下この(68)並びに(74)のb及びdにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下この(68)において「第1四半期会計期間」という。)</p>	<p>(66) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(c)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(c)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13箇月を経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)</p> <p>(新設)</p> <p>c 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このcにおいて「最終四半期連結会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>d (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(68) 貸借対照表</p> <p>最近2事業年度未現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。))において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。))がa及びbに定める期間を経過した後(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合は、中間貸借対照表)を併せて掲げること。</p> <p>a 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間</p>
--	---

<p>終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間</p> <p>b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間</p> <p>c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>(69) 損益計算書</p> <p>a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。</p> <p>ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書（当該四半期貸借対照表が(69)のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期損益計算書）を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。</p> <p>b (略)</p> <p>(70) ～ (73) (略)</p> <p>(74) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p>	<p>b 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間</p> <p>c 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>(69) 損益計算書</p> <p>a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。</p> <p>ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。</p> <p>b (略)</p> <p>(70) ～ (73) (略)</p> <p>(74) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。</p> <p>(a) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(c) 四半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(d) 半期報告書を提出する会社において、<u>最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) <u>最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合</u> 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p>
---	--

<p> <u>c</u> 提出会社が特定事業会社であつて、(69)ただし書の規定により(68)の<u>e</u>に定める期間に係る四半期損益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載すること。         </p> <p> <u>d</u> 6 箇月を1 事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7 箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なきは、当該形式により記載すること。ただし、(66)の<u>b</u>に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。         </p> <p> <u>e</u> 提出会社が、法第24条の4の7 第1 項又は第2 項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下この<u>e</u>において「最終四半期会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。         </p> <p>           (a)～(d) (略)         </p> <p> <u>f</u> (略)         </p> <p>           (75)～(87) (略)         </p>	<p>(新設)</p> <p> <u>c</u> 6 箇月を1 事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7 箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なきは、当該形式により記載すること。ただし、(66)の<u>b</u>に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。         </p> <p> <u>d</u> 提出会社が、法第24条の4の7 第1 項又は第2 項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下この<u>d</u>において「最終四半期会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。         </p> <p>           (a)～(d) (略)         </p> <p> <u>e</u> (略)         </p> <p>           (75)～(87) (略)         </p>
---	--

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正後	現行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)            第二部 【企業情報】            第1～第4 (略)            第5 【経理の状況】            1 【連結財務諸表等】            (1) 【連結財務諸表】            ① 【連結貸借対照表】 (10-2)            ②～⑤ (略)            ② 【その他】 (10-3)            2 【財務諸表等】            (1) 【財務諸表】            ① 【貸借対照表】 (10-4)            ②～⑤ (略)            (2) (略)            (3) 【その他】 (10-5)            第6・第7 (略)            第三部・第四部 (略)            (記載上の注意)            (1)～(10) (略)            (10-2) 連結貸借対照表</p> <p>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。            ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表。以下この(10-2)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この(10-2)及び(10-3)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この(10-2)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(10-2)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間</p> <p>b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(10-2)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)            第二部 【企業情報】            第1～第4 (略)            第5 【経理の状況】            1 【連結財務諸表等】            (1) 【連結財務諸表】            ① 【連結貸借対照表】            ②～⑤ (略)            ② 【その他】            2 【財務諸表等】            (1) 【財務諸表】            ① 【貸借対照表】            ②～⑤ (略)            (2) (略)            (3) 【その他】            第6・第7 (略)            第三部・第四部 (略)            (記載上の注意)            (1)～(10) (略)            (新設)</p>

<p>c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間</p> <p>(10-3) その他</p>	(新設)
<p>a 最近連結会計年度終了後届出書提出日までは、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実と予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものであるものについては記載を要しない。</p> <p>b 次の(a)から(d)までに掲げる場合に及び、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>a) 次の連結会計年度開始後おおよそ3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10-2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業種の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なきは、当該形式により記載すること。)</p> <p>b) 次の連結会計年度開始後おおよそ6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10-2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業種の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なきは、当該形式により記載すること。)</p> <p>c) 次の連結会計年度開始後おおよそ9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10-2)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業種の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なきは、当該形式により記載すること。)</p> <p>d) 次の連結会計年度開始後おおよそ13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業種の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なきは、当該形式により記載すること。) 提出会社が特定事業会社である場合には、第二号様式記載上の注意(66)のeに準じて記載すること。</p> <p>e 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。)を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならぬ税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならぬ四半期純利益金額又は四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならぬ1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>e 企業集団の営業その他に關し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。</p> <p>(10-4) 貸借対照表</p> <p>最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p> <p>ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(10-5)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財</p>	(新設)

務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(以下この(10-4)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができなくなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度(以下この(10-4)並びに(10-5)のb及びdにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下この(10-4)において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(10-4)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間(当該次の事業年度における第1四半期会計期間)

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(10-4)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間(当該次の事業年度における第2四半期会計期間)

c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間(当該次の事業年度における第3四半期会計期間)

(10-5) その他

a 最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したもについては記載を要しない。

b 1年を1事業年度とする会社においては、次のaからdまでに掲げる場合に及び、当該aからdまでに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(10-3)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含め。)を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

d) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合(当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)) 提出会社が特定事業会社である場合には、第二号様式記載上の注(74)のcに準じて記載すること。

d 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。ただし、(10-3)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

e 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないことにおいては「最近事業年度における各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下このeにおいて「最終四半期会計期間」という。))を含む。))

(新設)

<p>に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならぬ税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならぬ四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならぬ1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>⌘ 提出会社の営業その他に關し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。</p> <p>(11) ～ (14) (略)</p>	<p>(11) ～ (14) (略)</p>
---	------------------------

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正後	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)            (記載上の注意)            (1) ～ (45) (略)            (46) その他                a (略)</p> <p>b <u>第二号様式記載上の注意(66)のd</u>に準じて記載すること。                c (略)            (47) ～ (53)            (54) その他                a (略)</p> <p>b <u>第二号様式記載上の注意(74)のe</u>に準じて記載すること。                c (略)            (55) ～ (65)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)            (記載上の注意)            (1) ～ (45) (略)            (46) その他                a (略)</p> <p>b <u>第二号様式記載上の注意(66)のe</u>に準じて記載すること。                c (略)            (47) ～ (53)            (54) その他                a (略)</p> <p>b <u>第二号様式記載上の注意(74)のd</u>に準じて記載すること。                c (略)            (55) ～ (65)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正後

現行

第七号様式	第七号様式
<p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(52) (略) (53) 財務書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。</p> <p>a 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。</p> <p>a 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。</p> <p>(a) 次の事業年度における第1四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間</p> <p>(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(53)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間</p> <p>(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合（この規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。）には、当該次の事業年度に係る中間財務書類も掲げること。</p> <p>c 1年を1事業年度とする会社（四半期報告書を提出する会社を除く。）が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会が発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする場合であつて、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、bの規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。</p> <p>(a) 次の事業年度における第1四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間</p>	<p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(52) (略) (53) 財務書類</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後、届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期財務書類も掲げること。</p> <p>a 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下この(b)において「提出期間」という。）を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間</p> <p>b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間</p> <p>c 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間</p> <p>また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間財務書類も掲げること。</p> <p>(新設)</p>

<p>(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間</p> <p>(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間</p> <p>(54) (略)</p> <p>(55) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第二号様式記載上の注意 (66) のd又は(74) のeに準じて記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(56) ～ (69) (略)</p>	<p>(54) (略)</p> <p>(55) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第二号様式記載上の注意 (66) のc又は(74) のdに準じて記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(56) ～ (69) (略)</p>
---	---

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第一条関係）

改正後	現行
<p>(代理人)</p> <p>第四条 外国債等の発行者は、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するもの（第十一条の二第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(発行価格等の公表の方法)</p> <p>第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法</p> <p>三 発行者又はその代理人及びその有価証券を募集又は売出しによ</p>	<p>(代理人)</p> <p>第四条 外国債等の発行者は、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(発行価格等の公表の方法)</p> <p>第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法</p> <p>(新設)</p>

り取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2 前項第二号及び第三号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正後	現行
<p>（代理人）</p> <p>第九条 外国特定有価証券の発行者は、法第五条第五項において準用する同条第一項に規定する届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（第十七条第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。</p> <p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十七条 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法</p> <p>三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又はその代理人）及びその有価証券を募集又は</p>	<p>（代理人）</p> <p>第九条 外国特定有価証券の発行者は、法第五条第五項において準用する同条第一項に規定する届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。</p> <p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十七条 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法</p> <p>（新設）</p>

売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2 前項第二号及び第三号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改正後	現行
<p>（流動負債の区分表示）</p> <p>第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（流動負債の区分表示）</p> <p>第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2～4（略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(次条において「新開示府令」という。)、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の規定は、この府令の施行の日(以下この条、次条及び第四条において「施行日」という。)以後に開始する有価証券発行勧誘等(金融商品取引法(以下この条及び次条において「法」という。)第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は有価証券交付勧誘等(法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この条及び次条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

第三条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、施行日から施

行日から一年を経過する日までの間において開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に係る  
新開示府令第二号の四様式による有価証券届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(10-2)から(10-5)まで  
の規定は新開示府令第二号様式記載上の注意(61)、(66)、(68)及び(74)の規定に読み替えて記載することができる。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行  
日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。